

経済産業公報，電気新聞及びホームページ 公告文

電気設備の技術基準の解釈の引用を要請する民間規格の策定 及び民間自主規格の改定の審議について

日電規委 19 第 001 号
平成 19 年 4 月 26 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という）に引用する民間規格を策定し、経済産業省原子力安全・保安院に引用要請を行うこと、及び民間が自主的に制定し使用する規格の改定の審議を予定しておりますので、お知らせ致します。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

- (1) 電技解釈 第 151 条【屋内に施設する電線路】に係わる引用要請
- (2) 民間自主規格「JESC E0009(2000)電力保安通信規程」の改定について
- (3) 民間自主規格「JESC T0004(2000)発電用ガスタービン規程」の改定について
- (4) 民間自主規格「JESC T0002(2000)発電用ボイラー規程」の改定について

2. 案件の趣旨・目的，内容等について

- (1) 電技解釈 第 151 条【屋内に施設する電線路】に係わる引用要請

a. 引用要請を策定した委員会

(社)日本電気協会の送電専門部会

b. 引用要請の趣旨，目的，内容等

特別高圧で受電される変電所等は、建築物の地下の一部となっている場合がありますが、近年、「積層ゴム」等で建築物を支える「免震構造」を有する建築物が増加しています。この建築物は、地面との間に積層ゴムやダンパ等の免震装置を設け、地面の振動を建築物に直接伝えないようにする構造となっており、建築物内の設備機器に対しての耐震対策が軽減できるなどの効果もあります。免震装置が設置される空間を免震層と呼びますが、免震層は地震時に水平、鉛直方向に発生する変位を吸収できるようクリアランスを持ち、梁や壁等の剛体で上下を連結できないなど、特殊な構造となっています。電気設備の技術基準では、建築物の地下部への特別高圧電線路の施設において、解釈第 151 条「屋内に施設する電線路」を適用する場合、電線路専用であって堅ろうかつ耐火性の構造物に仕切られた場所に施設することが困難である場合は、解釈第 205 条第 1 項の施設要件に従い、「管ならびにダクト等の堅ろうな防護装置」に収めて施設することとなっています。しかしながら、免震層内に施設される電線路は、その特殊な構造から、地面側と建築物側の揺れに対する変位を吸収する部位が必要となります。

以上より、免震建築物の変位吸収部においては、電技解釈第 151 条に準拠し施設する

ことが困難であることから、省令の主旨を踏まえ、実態に即した施設要件を検討した結果、当該要件は、一般公衆保安、電線路に求められる耐燃性や故障時の他の電線及び工作物への危険防止等の点から十分な性能を有すると考えられます。

このため、屋内に施設する電線路へ「免震建築物における特別高圧電線路の施設」を追加することについて当委員会規格を策定し、経済産業省 原子力安全・保安院に引用を要請するものです。

(2) 民間自主規格「JESC E0009(2000)電力保安通信規程」の改定について

a. 民間自主規格の改定案を策定した委員会

(社)日本電気協会の送電専門部会

b. 民間自主規格の改定の趣旨、目的、内容等

電力設備の保安上及び運用上欠かせない電力保安通信用電話設備は、メタルケーブルや光ファイバケーブル等の有線設備、多重無線及び移動無線等の無線設備を用いて構築しています。これら無線設備は、公共の財産である電波を利用して通信を行います。世界無線通信会議(WRC)において、不必要な電波(不要電波)をできる限り低減させることによって、電波利用環境の維持、向上及び電波利用の推進を図るため、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に関する『無線通信規則(RR)』の改正が行われました。

また、国内においては、『無線通信規則(RR)』の改正を踏まえ、情報通信審議会における技術的条件の審議及び電波監理審議会における関係省令の改正案の審議を経て、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係わる技術基準等の関係省令及び関係告示が改正され、平成17年12月1日から新たな許容値が適用されることとなりました。

そのため、電波法及び無線設備規則に準じて規定している電力保安通信規程の無線設備におけるスプリアス発射の許容値について、改定を行うものです。

(3) 民間自主規格「JESC T0004(2000)発電用ガスタービン規程」の改定について

a. 改定案を策定した委員会

(社)日本電気協会の火力専門部会

b. 改定案の主旨、目的、内容等

火力発電所におけるガスタービン等に関する考え方について、(社)日本電気協会の電気技術規程「発電用ガスタービン規程」(JEAC 3704)としてとりまとめたものを、平成12年5月に当委員会の規格(JESC T0004(2000))として制定しました。

今回は、その後改正された技術基準の関係法令との整合を図るとともに、最新のガスタービン設備技術並びに知見などを随所に織り込み、多くの関係者に容易に活用いただける内容となるよう改定を行うもので、平成19年3月に(社)日本電気協会の火力専門部会で承認され、日本電気技術規格委員会に承認要請されたものです。

(4) 民間自主規格「JESC T0002(2000)発電用ボイラー規程」の改定について

a . 改定案を策定した委員会

(社)日本電気協会の火力専門部会

b . 改定案の主旨，目的，内容等

火力発電所におけるボイラー等に関する考え方について，(社)日本電気協会の電気技術規程「発電用ボイラー規程」(JEAC 3701)としてとりまとめたものを，平成 12 年 5 月に当委員会の規格(JESC T0002(2000))として制定しました。

今回は，条文の末尾の記載表現についての見直しを中心に改定を行うもので，平成 19 年 3 月に(社)日本電気協会の火力専門部会で承認され，日本電気技術規格委員会に承認要請されたものです。

3 . 引用要請の提出及び民間自主規格の発行予定

平成 19 年 6 月以降

4 . 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で，関連資料の閲覧が可能です。また，郵送による資料の送付も行っていますので，お問い合わせ下さい。ただし，複写代及び郵送代の実費をご負担下さい。

(問い合わせ先，意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社)日本電気協会内)

電話 : 03-3216-0553 内線 270

Fax : 03-3214-6005

E-mail : staff@jesc.gr.jp

所在地 : 〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

5 . 意見提出期間

受付開始日 平成 19 年 4 月 26 日 (木)

受付終了日 平成 19 年 5 月 28 日 (月)

6 . 注意事項

ご意見は，氏名・連絡先(住所，電話番号，Fax 若しくは電子メールアドレス)を明記し，書面若しくは電子メールにて提出下さるようお願いいたします。

また，頂きましたご意見等につきましては，連絡先を除きすべて公開される可能性がありますことをご了承下さい。

備考： 日本電気技術規格委員会は，電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議，承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成 9 年に設立された委員会で，上記案件は，委員会の規約に基づいて公表するものです。